

## 社会福祉施設運営費（一般生活費）の水準及び改定のあり方についての意見

昭和60年11月28日

社会福祉施設運営費問題  
検討委員会

社会福祉施設は、年々その量的整備と運営の安定充実が図られ、今や措置費対象施設は約3万か所、利用定員約260万人、従事者約51万人に達し、施設運営費総額は、利用者負担金を含めると約1兆5千億円となっている。

一方、社会経済情勢をみると、人生80年時代とよばれる今までにない高齢化社会の到来をひかえながら、二度にわたる石油危機を契機とする経済の停滞が続く中で国家財政は一層窮迫度を深めている。

このため、限られた財源の配分をより効果的に選択すべく、行財政全般にわたっての根本的見直しが国民的課題となっており、社会保障制度あるいは社会福祉施策においてもまた、将来の人口構造、可能な国民負担等を見定めた上でそのあるべき方向を確立すべく幅広い検討が必要とされている。このような状況の中で、社会福祉施設の運営についても、在宅福祉サービスとの整合性等からそれぞれの目的及び性格に応じた国と地方の役割、公私の役割、更にはサービスを受ける者のあるべき負担等について今後検討が必要と思われる。

また、社会福祉施設については、その運営費のほとんどが公費であるいわゆる措置費で負担されている現状にあり、この措置費制度が将来とも適性に維持されなければならないことを考

慮すれば、現行の措置費基準の妥当性及び今後のあり方についても検討を行う必要がある。

当委員会は、このような認識のもとに、現行措置費の一般生活費についてその水準及び今後の改定のあり方について検討を行ってきたが、一応意見がまとまったのでここに報告する。

### 1. 一般生活費の水準

(1) 社会福祉施設における入所者の生活は、多様な在宅生活に比べてその範囲、需要は異なる面もあるが、施設において処遇されるべき入所者の生活水準につき、在宅におけるそれとの比較において基本的な差を設けるべき理由はない。

したがって、施設運営費のほとんどが公費で負担されていることを考慮しても、一般生活費の水準は一般国民の生活水準と均衡が保たれる必要最低限のものが確保されたものでなければならない。

(2) このような前提の下に、社会福祉施設における一般生活費の支出実態の分析、検討や総務庁家計調査における支出状況からみた在宅生活費と措置費の一般生活費との比較検討を行ったが、その結果は次のとおりである。  
ア．給食サービス等入所者の処遇については、妥当なものとなっている。

イ．施設の支出実態からみても一般生活費として必要な経費は、概ね措置費で確保されている。

ウ．在宅生活者の生活費支出と措置費の一般生活費との比較においても、措置費は遜色のないものとなっている。

以上のことを総合的に勘案すれば、措置費の一般生活費は、全体としてほぼ妥当な水準に達しているとの結論を得た。また、給食サービス等については、工夫によって更に効率化を図り得ると認められた。

なお、一般国民生活の内容、水準は今後も変化が予想されるので、それとの整合性を維持するため施設における一般生活費について、随時その実態等について把握し、その内容、水準の妥当性について検証を行う必要がある。

## 2．一般生活費の改定のあり方

(1) 措置費の一般生活費の改定は、昭和50年代に入って、一般国民の消費水準との格差を縮小する観点から一貫して標準4人世帯の生活扶助基準の改定率に拠って引上げを図ってきた。

ところで、社会福祉施設における食生活等の内容、水準は住宅生活の場合とに差を設けるべきものではないことは前述した通りであるが、施設において集団生活を営み、サービスの提供を受ける場合の一般生活費の改定にあたっては、従来どおりの生活扶助基準の改定率をそのままあてはめることは必ずしも合理的とはいえない。

(2) したがって、既に施設における一般生活費の基準が妥当な水準に達したことも考慮すれば、当面は一般国民の消費生活水準の

伸びに準じて改善を図るという生活扶助基準改定の基本的考えに沿いながらも少人数の一般世帯における消費経済構造と多数の者を集合して処遇する施設における消費経済構造との差異、在宅における就労活動等を含めた多様な生活需要と施設における生活需要との差異等を考慮しながら一般生活費の改定を行う必要がある。

## 3．今後の検討課題等

(1) 今回の検討は措置費の一般生活費全体の实態、水準等についてのものであるが、今後、更に各施設種別間の均衡等別な観点からの一般生活費の検討、あるいは事務費も含めた措置費全体についても検討すべき点があることを付言しておく。

(2) 既に述べたとおり、昨今の社会経済情勢は、依然として厳しいものがあり、行政サービス各般にわたって国民の注視の下におかれている。社会福祉施設関係者においても、施設の運営がほとんど公費によって負担されていることからすれば、入所者処遇等適正な施設運営に万全を期すことによって国民の負託に応えとともに、与えられた公費の効率的執行に努めることが求められる。

(3) このように、社会福祉関係者には、強い義務と責任が課せられているが、それが全うされることを前提として上で、社会経済の変動や多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう施設運営の自主権が確保されることも必要である。

このため、効率的経営に努めた場合には、その努力の効果が今後の建設的な施設運営に有効に反映されるよう行政的措置を庁うことも検討されるべきである。